

本号で公布された条例のあらまし

会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（埼玉県条例第二十号）（教職員課）

一 趣旨

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、並びに平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の人事管理に関する報告を踏まえ、会計年度任用学校職員の報酬等に関し必要な事項を定めるための条例の制定

二 内容

(一) 会計年度任用学校職員の報酬等を規定

ア 報酬等

報酬等は、類似する業務に従事する常勤職員の二級の給料月額を超えない範囲内で規則の定めにより決定

報酬等を定める場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮

イ 期末手当

常勤職員の例により支給

任期が六月未満の者等は不支給

(二) 関係二条例の一部改正

三 施行期日

平成三十二年四月一日